

議第65号

三島市立老人ホーム設置条例を廃止する条例案

三島市立老人ホーム設置条例（昭和42年三島市条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する
条例の一部改正）

2 三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する
条例（昭和62年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

令和6年6月11日提出

三島市長 豊岡 武士